

上関町先端設備等導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海に面した室津半島の半島部と島しょ部からなり気候温暖、風光明媚ですが、平たん部は少なく、ほとんどが急傾斜地となっています。

人口は、昭和 35 年までは 1 万人を超えていましたが、昭和 35 年をピークに減少しており、水資源に恵まれない等の地理的条件や交通条件等により、以降 5 年間で 10% 前後の減少率で推移し、平成 27 年の国勢調査では、2,803 人まで激減し、生産年齢人口は 40.2% と低く、高齢化率は 53.7% となっており、少子高齢化が著しく進行しています。

本町の産業は、瀬戸内海の温暖な気候や好漁場に恵まれ、果樹栽培や漁業等の農水産業をはじめ海上の要衝として栄えたことから、造船・鉄工業・建設業、海運業等の地場産業が形成されてきましたが、著しく変化する社会情勢や環境等の影響を受け需要が低迷し、厳しい状況に置かれています。

また、農林水産業の就業人口が比較的多いことが本町の特色となっていました。近年の町内の産業構造は、第 1 次産業の構成比は長期的に低下傾向が続いており、第 3 次産業の構成比が高まる就業構造のサービス化が進んでいます。

特に、町内の中小企業においては、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況です。

このような状況に加え、今後ますます進展する少子高齢化や人口減少に伴い、さらに厳しい事業環境が想定される中、生産性の高い設備の導入を促し、労働生産性の向上を図ることは、中小企業者の発展、地域経済の活性化に大きく貢献するものと考えています。

今後は、認定経営革新等支援機構と連携し、広報活動や支援体制の充実を図ることと、本制度の有効活用については中小企業者の労働生産性の向上を図ります。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、更に経済発展していくことが期待される。これを実現するための目標として、計画期間中に 5 事業者程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入計画促進指針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象とする地域は、町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

全ての業種・事業を対象とし、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様であることから本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間。

(2) 先端設備導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。
- ・ 公共良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。